

4月から始まります!! 子ども・子育て支援新制度

問合せ先 市役所こども育成課保育担当(☎31-4541)

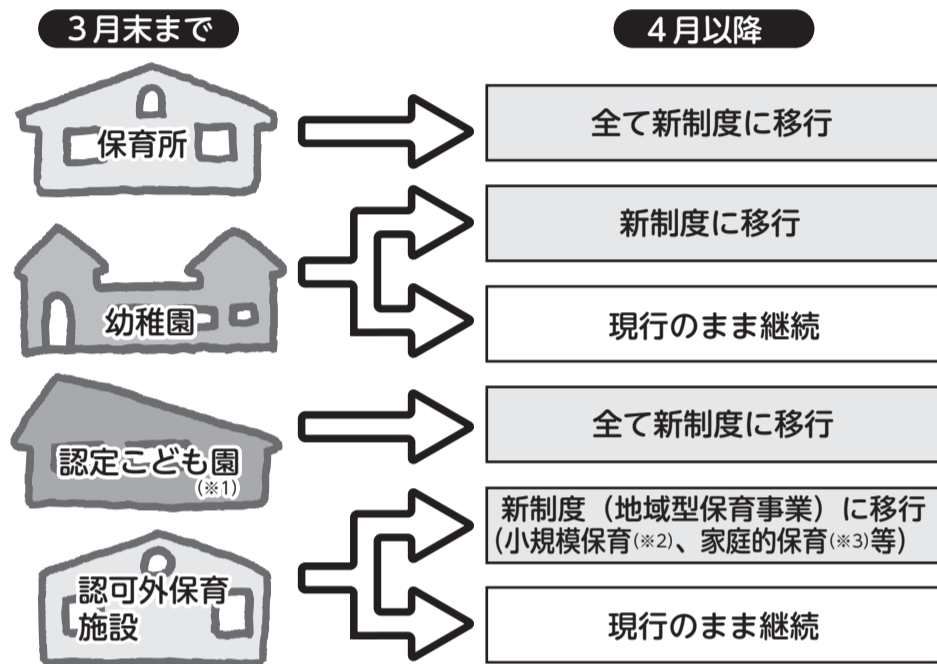


平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づいて、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指した子育ての新たな支援制度が4月から始まります。新制度における保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の利用手続き等についてお知らせします。

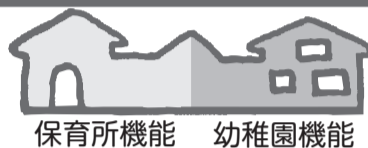
新制度では、幼児期の教育・保育の提供施設である保育所や幼稚園などの仕組みが、以下のように変わります。

なお、利用者負担額（保育料）は、別途お知らせします。

保育所・幼稚園などの仕組みが変わります



※1 認定こども園とは（現在、市内にはありません）



保育所機能と幼稚園機能を一体的に行う施設

※2 小規模保育とは



少人数（6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気の中で3歳未満児の保育を行う施設

※3 家庭的保育とは



少人数（5人以下）を対象に、家庭に近い雰囲気の中で3歳未満児の保育を行う施設

新制度へ移行する施設の利用手続き

新制度へ移行する施設を利用するためには、認定手続きが必要です。

保護者は市に認定を申請し、市は保護者の就労などの状況、施設を利用する子どもの年齢などを基に認定します。利用できる施設は、認定した区分に応じて決まります。

※現行のまま継続する施設を利用する場合は、認定手続きは必要ありません。

認定区分	利用できる施設
1号認定 (保育を必要としない満3歳以上)	・新制度へ移行する幼稚園 ・認定こども園
2号認定 (保育を必要とする満3歳以上)	・保育所 ・認定こども園
3号認定 (保育を必要とする満3歳未満)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）

※保護者の就労状況により2号認定の適用になる場合でも、保護者の希望により1号認定を受けることができます。

利用手続きの流れ

●1号認定の場合

- 利用者（保護者）が施設に直接申し込み
- 施設が利用者へ入園内定を通知
- 利用者が施設を介して市へ認定申請
- 市が施設を介し利用者へ認定証を交付
- 施設と利用者が利用契約を結ぶ

●2号・3号認定の場合

- 利用者（保護者）が市へ「保育の必要性」の認定申請
- 利用者が市へ入所申し込み
- 市が利用者へ認定証を交付
- 利用者の希望、定員の空き状況などにより市が利用調整
- 利用先（施設）の決定後、市または利用先（施設）と利用者が利用契約を結ぶ

2号・3号の認定について

●認定を受けるには

以下のような「保育を必要とする事由」が必要です。

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、児童虐待の恐れ・DVにより保育が困難であること、育児休業取得時すでに保育を利用している子どもがいて育児休業の間に引き続き保育の利用が必要であると認められること等。

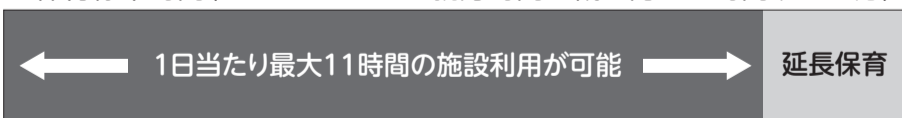
●保育を必要とする時間の決定

保護者の就労時間等により保育を必要とする時間を決定し、「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分（利用可能時間）が認定されます。

なお、利用区分に応じて保育料が定められます。

■認定例（保育を必要とする事由が保護者の就労の場合）

◎保育標準時間（主にフルタイムで就労時間が概ね月120時間以上の方）



◎保育短時間（主にパートタイムで就労時間が概ね月48時間以上120時間未満の方）



※利用できる時間帯については各施設により異なります。また、利用できる時間帯を超えて利用する場合は延長保育となります。